

○広島修道大学における科学研究費助成事業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学（以下「本学」という。）における文部科学省（以下「文科省」という。）及び日本学術振興会が交付する科学研究費（以下「科研費」という。）の助成事業に関する運営・管理を広島修道大学ひろしま未来協創センター（以下「ひろみらセンター」という。）で行うこと及びその内容について定める。

(根拠)

第2条 科研費の運営・管理については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）」「科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示第110号）」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号）」「文科省研究者使用ルール（補助条件）」「学振研究者使用ルール（補助条件）」「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究者使用ルール（交付条件）」及び本学の諸規則等の他、別に定めのない限りこの規程による。

(責任体系と役割)

第3条 科研費に関する運営・管理を適正に行うための責任体系は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」に基づき、次のとおりとする。

- (1) 科研費の最終責任を負う最高管理責任者は、学長とする。学長は、大学評議会の議を経て、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、大学全体の意識の向上と浸透を図るため、様々な啓発活動を定期的に実施する。
- (2) 科研費の最高管理責任者を補佐し実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、事務局長とする。事務局長は、不正防止対策の基本方針に基づき大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに学長に報告する。
- (3) 科研費の実質的な責任者としての公的研究費による研究を対象としたコンプライアンス推進責任者は、ひろしま未来協創センター長（以下「ひろみらセンター長」という。）とする。ひろみらセンター長は、不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに事務局長に報告する。また、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプ

ライアンス教育及び啓発活動を定期的に実施する。

- (4) 公的研究費による研究を対象としたコンプライアンス推進責任者を補佐する公的研究費による研究を対象としたコンプライアンス推進副責任者は、ひろしま未来協創センター事務部長又はひろしま未来協創センター課長とする。
- (5) 科研費の不正防止計画推進部署は、ひろみらセンターとする。ひろみらセンターは、ひろみらセンター長の指示のもと、不正防止計画を実施する。
- (6) 科研費を使用する研究者（本学の科研費研究者名簿（以下「研究者名簿」という。）に登録されている者をいう。）は、科研費の交付目的に従って研究を遂行し、所属研究機関の管理のもとに適正な執行に努める責任を負うものとする。
- (7) ひろみらセンター職員は、科研費の執行を研究者に代わって管理し、関係規程の定めるところにより、適正な事務処理に努める責任を負うものとする。
- (8) 事務局長が欠けた場合には、第2号に定める統括管理責任者は、財務部長がこれを務める。

（ひろみらセンターで行う業務）

第4条 ひろみらセンターは、科研費について次の業務を行う。

- (1) 研究者名簿への登録等に関すること。
- (2) 応募・交付申請に関すること。
- (3) 交付される科研費（直接経費・間接経費・分担金）の受領、執行・管理に関すること。
- (4) 科研費による出張に関すること。
- (5) 実績報告に関すること。
- (6) 研究成果報告等に関すること。
- (7) 不正防止及びコンプライアンスに関すること。
- (8) 他の研究機関の科研費に関すること。
- (9) 学内外からの問合せへの対応。
- (10) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること。

（研究者名簿への登録等）

第5条 文科省の定める科研費への応募資格要件をすべて満たし、研究者名簿に登録することができる者は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 本学の専任教員
- (2) 本学の客員研究員

(3) 本学の学習アドバイザー

(4) 本学の専任カウンセラー

(5) 日本学術振興会特別研究員の身分を有する本学の研修員

2 研究者名簿への登録・記載事項の変更等は、名簿への登録等を希望する者が所定の期間内にひろみらセンターに申し出るものとする。

3 研究者名簿に登録した者が第1項に該当しなくなった場合は、文科省の定める転出・退職等の所定の手続きを行う。

(科研費による研究活動)

第6条 研究代表者及び研究分担者等は、交付された科研費による研究活動について、法律、文科省及び日本学術振興会の補助条件並びに本学の諸規則等を遵守しなければならない。

2 交付された科研費による研究代表者及び本学の研究分担者等の研究活動は、本学の業務として行うものとする。

(科研費の執行・管理)

第7条 交付される科研費は、学校法人修道学園預り金管理規程第2条第6号に該当するものとする。

2 交付された科研費（間接経費を除く）は、ひろしま未来協創センター長を名義とする預金口座に振替えて管理する。なお、ひろしま未来協創センター長を名義とする預金口座に振替えるまでの間に利息が生じる場合は、前項に基づき本学に帰属するものとし、振替えた後に利息が生じる場合は、本学の雑収入として計上するものとする。

3 交付された間接経費は、本学に譲渡された後、本学は補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として執行する。ただし、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

4 科研費（間接経費を除く）執行の決裁者は、ひろみらセンター長とする。

5 科研費（間接経費を除く）により購入した設備、備品又は図書等については、研究代表者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じ当該研究者に返還する。

6 科研費（間接経費を除く）によるアルバイトの雇用主は、学校法人修道学園（広島修道大学）とする。その雇用に伴う労働保険の事業主負担分は本学が負担する。

7 科研費（間接経費を除く）の支払いに伴う所得税の源泉徴収は本学が行う。

8 科研費（間接経費を除く）の執行・管理の詳細については別に定める。ただし、他の研

究機関に所属する研究分担者に分担金を配分した場合の分担金の執行・管理については、当該研究分担者が所属する研究機関の定め等に従う。

(他の研究機関の科研費)

第8条 他の研究機関の科研費について次の業務を行う。

- (1) 他の研究機関の研究分担者等になる手続き
- (2) 他の研究機関の科研費による出張に関する手続き

(内部監査)

第9条 文科省及び日本学術振興会の定める内部監査は、学校法人修道学園内部監査規程に基づき、監査室が行う。

(不正防止の取組)

第10条 事務局長は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定するものとする。

- 2 ひろみらセンター長は、科研費の運営・管理について不正防止の意識の浸透を図るため、科研費に関係する研究者、本学教職員及び研究協力者に対して科研費のコンプライアンス教育を企画実施するものとする。なお、コンプライアンス教育の内容については、定期的にこれを点検し、必要な見直しを行うものとする。また、コンプライアンス教育の内容を踏まえて不正防止の意識の向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動を継続的に実施する。

(窓口の設置)

第11条 本学内外からの科研費の運営・管理等について不正行為に関する申立て、情報提供、相談及び照会等（以下「申立て等」という。）に対応するための窓口は、学校法人修道学園公益通報等に関する規程に基づき、監査室とする。

- 2 申立て等は、原則として所属及び氏名並びに不正行為の内容等必要な事項を記載した書面によるものとする。
- 3 監査室は、申立て等があった場合は、学長と協議をして内容に応じて、その取扱いを検討するものとする。
- 4 学会等の科学コミュニティ又は報道による指摘及びインターネット上に掲載されている情報により不正行為の疑いがある場合は、学長と協議をして内容に応じて監査室は、その取扱いを検討するものとする。

(予備調査)

第12条 監査室は、申立て等を検討し、必要な場合、予備調査を実施するものとする。

- 2 監査室は、予備調査を実施した場合は、その結果を申立て等受付後30日以内に学長に報告するものとする。
- 3 学長は、予備調査の結果報告を受けて本調査を行わないと決定した場合、その旨を理由を付して申立て等を行った者（以下「申立者」という。）に通知するものとする。
- 4 監査室は、予備調査に係る資料等を保存し、本調査が行われない場合、当該事案に係る配分機関及び申立て者の求めに応じ資料等を開示するものとする。
- 5 学長は、当該事案に係る配分機関に予備調査結果を報告するものとする。

（疑義及び調査）

第13条 申立て等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受け付けた場合は、学長は申立て等の受付から30日以内に、申立て等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

- 2 学長は、必要に応じて、調査対象である研究費の使用停止を命じるものとする。
- 3 調査が必要と判断された場合、学長は、調査委員会を設置し、調査委員会において不正の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度及び不正使用の額等についての調査をさせる。
- 4 前項の調査委員会は、学長がその都度指名する調査委員若干名をもって構成する。なお、調査委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 5 前項の調査委員には、公正かつ透明性の観点から、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むものとする。
- 6 学長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、必要に応じて配分機関と協議しなければならない。
- 7 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度及び不正使用の額等について認定する。
- 8 申立て等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 9 前項に定める調査期間内であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 10 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書及び調査の中間報告書を配分機関に提出する。

11 被申立て者は、当該事案の調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。

(懲戒等の措置)

第14条 科研費の不正な管理を行った者又は科研費に関連して不正な取引に関与した者に対しては、学校法人修道学園就業規則（本則）（大学部編）、学校法人修道学園非常勤講師就業規則（大学部編）、学校法人修道学園無期雇用転換申込権付非常勤講師就業規則（大学部編）、学校法人修道学園契約職員就業規則（大学部編）、学校法人修道学園臨時職員就業規則（大学部編）、学校法人修道学園契約カウンセラー就業規則（大学部編）、広島修道大学学則及び広島修道大学大学院学則に基づき、懲戒等の措置をとることができる。

(その他必要事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、学長が定める。

(準用)

第16条 この規程は、科研費を除く、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が所管する独立行政法人から配分される公募型の競争的研究費に準用する。

(事務担当)

第17条 この規程に関する事務は、ひろみらセンター事務室が担当する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の意見を聴いて学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2007年6月7日に制定し、2007年4月1日に遡って施行する。
- 2 この規程の施行をもって、従前の広島修道大学科学研究費補助金管理事務処理要領は廃止する。
- 3 この規程は、2007年12月6日に改正し、2008年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、第3条と第7条を改正、第11条と第12条を追加し、以下条文を繰り下げて2008年7月3日より施行する。
- 5 この規程は、2010年5月6日に第5条第1号を改正し、第3号を新たに追加し、2010年4月1日に遡って施行する。
- 6 この規程は、第5条第4号を2011年4月28日に新たに追加し、2011年4月1日に遡って施行する。

- 7 この規程は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 8 この規程は、題名、第1条、第2条及び第3条第2号を2012年2月9日に改正し、2012年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、2014年5月1日に第1条、第3条、第4条、第5条第2項、第7条第4項、第8条、第10条、第11条、第12条及び第13条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、2015年3月6日に第3条、第6条、第11条及び第14条を改正し、第10条第2項を削り、第11条、第12条及び第14条を追加し、条数を整理し、2015年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、2015年8月6日に第7条第2項を改正し、2015年4月1日に遡及して施行する。
- 12 この規程は、2016年4月28日に第3条を改正し、2016年4月1日に遡って施行する。
- 13 この規程は、2019年3月1日に第16条を追加し、以下条数を繰り下げ、2019年4月1日から施行する。
- 14 この規程は、2019年7月3日に第3条2号及び3号を改正し、2019年4月1日に遡って施行する。
- 15 この規程は、2019年12月4日に第5条第1項第5号を追加し、2020年4月1日から施行する。
- 16 この規程は、2021年7月7日に第3条及び第10条を改正し、第8条及び第9条並びに第14条及び第15条の条文を入れ替え、同日から施行する。
- 17 この規程は、2021年12月1日に第13条を改正し、同日から施行する。
- 18 この規程は、2022年10月5日に第3条、第13条第8項及び第16条を改正し、同日から施行する。
- 19 この規程は、2023年12月6日に第14条を改正し、2023年4月1日に遡って施行する。
- 20 この規程は、2025年9月3日に第3条を改正し、2025年4月1日に遡って施行する。